

# 指定管理者制度導入に関する基本方針

## 1 指定管理者制度への対応方針

### (1) 現在直営で管理している「公の施設」

道路法、河川法、学校教育法等の個別の法令で指定管理者制度が導入できない施設を除いたすべての施設について統一的な視点に立った検討を行い、整理すべき課題を精査した上で、導入可能な施設から順次、指定管理者制度を導入する。

### (2) 今後新たに供用する「公の施設」

施設の性格・設置目的、管理運営の形態等を精査した上で、指定管理者制度の導入を検討する。

指定管理者制度の導入に当たっては、別に定める「公の施設の指定管理者制度運用方針」(p 4～p 10)に基づいて事務手続を進める。

## 2 直営施設への導入検討

### (1) 基本的考え方

多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、直営で管理するよりも、民間のノウハウが活用でき、市民が享受する公共施設利用に係るサービスの更なる向上と施設の管理運営コストの削減が達成できると判断した場合は、指定管理者制度へ移行する。

### (2) 管理形態の検討、決定に際しての留意事項

管理形態の検討と決定(直営か指定管理者制度の選択)に際しては、施設の設置目的、管理運営の専門性や公平性、利用者の満足度、運営の効率性のほか、受皿となる団体の成熟度等、さまざまな観点から整理、検討した上で、総合的に判断する。

#### ア 施設の位置付け

施設を設置した目的・目標、政策実現のための施設の役割等

#### イ 管理運営のあり方

施設管理の専門性、施設利用の公平性・公益性、類似施設の状況等

#### ウ 利用者の満足度

利用者数の状況、利用条件、サービスの提供内容、利用者の要望に対応する運営の柔軟性、施設の魅力を引き出す企画力

#### エ 運営の効率性

経費の削減、費用対効果、施設機能の活用状況、民間能力の活用状況など

#### オ 市民とのパートナーシップ

NPO等市民とのパートナーシップ、受皿となる団体の成熟度等

### (3) 管理形態の判断基準等

直営か指定管理者制度かの判断基準等は、下記のとおりである。

指定管理者制度	直 営
<p><b>①利用者サービスの向上</b> 民間ノウハウの活用（新たな発想による自主事業の企画、運営等）により、利用者サービスが向上するもの</p> <p><b>②管理運営コストの削減</b> 競争原理の導入、民間ノウハウの活用（柔軟な人材活用、コスト意識の徹底等）により、管理運営コストの削減が実施できるもの</p> <p><b>③経営能力の活用</b> 利用料金制度の採用等により、指定管理者の経営能力が活用され、施設の利用促進が期待できるもの</p> <p><b>④定型的・定例的な管理業務の確立</b> 定型的・定例的な管理業務で運営され、市の政策的な事業の展開が必要でないもの</p> <p><b>⑤民間参入の可能性有</b> 行政以外に同様のサービスを提供する民間事業者等が存在するもの</p>	<p><b>①業務委託等の活用</b> 清掃、メンテナンス等の業務委託で対応でき、施設の管理と活用への民間ノウハウの適用の余地が少ないもの</p> <p><b>②公的関与の必要性</b> 施設において市が政策的な事業を展開しており、施設管理業務と一体的に実施する必要があるもの</p> <p><b>③民間参入の可能性無</b> 行政以外に同様のサービスを提供する民間事業者等が存在せず、民間参入の可能性がないもの</p> <p><b>④施設のあり方の再検討</b> 施設のあり方の再検討を行うため、一定の検討期間を確保する目的で直営を維持する必要があるもの</p>

#### (4) 直営施設の類型化

直営施設への指定管理者制度導入の可否について、(3)で示した判断基準等を勘案しつつ、各施設を次のとおり分類するものとする。

##### ア 施設管理、ソフト事業を含め全面的に指定管理者制度が導入可能な施設

##### イ 部分的に指定管理者制度が導入可能な施設

※ただし、部分的に指定管理者制度が導入できる施設であっても、指定管理者に任せる業務の範囲が貸館業務等に限定される場合は、民間ノウハウ活用やコスト削減等の効果が期待できないことから、個別に業務委託する方法等との比較を行った上で、より効率的・効果的な手法を選択する。

##### ウ 現段階では指定管理者制度を導入しない施設

※現段階では指定管理者制度を導入しない施設については、警備、清掃、窓口業務等、民間を活用することにより利用者サービスの向上や経費の節減等を図るため、業務内

容をよく整理して、アウトソーシングを推進する。また、同時に部分的な指定管理者制度導入の可能性を併せて検討し、より効率的な施設運営の方策を検討する。

#### エ 指定管理者制度導入に適する業務量がない施設

### 3 今後の方向性

指定管理者制度は、新しい制度であり、他の自治体もその導入を巡って検討を重ねている状況にある。本市でも適切な指定管理者制度の導入と運用を行うためには、更に検討を続ける必要がある。そこで、他の自治体の状況等に注視しつつ、今回定めた内容について継続的に検証を行い、必要に応じて方針の見直しを行うものとする。